

議案第201号

指定管理者の指定について

さいたま市健康福祉センター西楽園及びさいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

令和6年11月27日提出

さいたま市長 清水勇人

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設

所 在 地	名 称
さいたま市西区大字宝来60番地1	さいたま市健康福祉センター西楽園
さいたま市西区大字宝来125番地1	さいたま市宝来グラウンド・ゴルフ場

2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 東京都中央区日本橋堀留町2丁目1番1号
- (2) 名 称 さいたまウェルネススポーツJV
- (3) 代表者 シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石崎 健太

3 指定する期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで